身　体　障　害　者　手　帳　を　交　付　さ　れ　た　方　へ

○このようなサービスが受けられます○

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 種類 | 内容・条件・相談先など |
| 障　害　福　祉 | 障がいサービス | ホームヘルパーの利用や施設入所等のサービスを利用できます。 |
| 日常生活用具の給付、貸出 | 特殊なベッドなどの給付や貸出を受けることができます。 |
| 障害の種類・等級で一定の制限がありますので、詳しくは**役場保健福祉課社会福祉室**にご相談ください。 | |
| 公　　　　共　　　　交　　　　通　　　　機　　　　関 | JR運賃の割引 | **最大で5割引**となります。 ※自動車線の定期乗車券は3割引です  JRと乗継で乗車される場合は、窓口で確認してくださいい。いい。  　　　　　　　　　　　　　　　　 ※100km未満は該当しません。  手続→乗車券を購入するとき、窓口で手帳を提示してください。 |
| 三陸鉄道運賃の割引 | 乗車距離数に関係なく、**5割引**となります。  手続→乗車券を購入するとき、窓口で手帳を提示してください。 |
| バス運賃の割引 | 乗車距離に関係なく、**5割引**となります。  県外のバスを利用する際は割引となるか確認してください。  また第1種の身体障害者の方は付添人の分も5割引となります。  手続→運転手に手帳を提示してください。 |
| 航空旅客運賃の割引 | **国内航空会社**の**国内定期路線**の運賃が割引されます。   1. 第1種身体障害者（満12歳以上）・・・・・・本人と介護者1名分 2. 第2種身体障害者（満12歳以上）・・・・・・本人分のみ   手続→割引率は航空会社によって異なりますので、利用する航空会社に確認して、窓口で手帳を提示してください。 |
| 有料道路の通行料金割引 | 以下の①、②の場合にあてはまる方は有料道路の通行料金が**半額**となります。  なおETCを利用する場合も、割引の対象となります。（ETCカードの名義は障害者ご本人名義の場合に限ります。ただし、ご本人が未成年である場合は、親権者または後見人の名義での届出が可能です）   1. 障がい者ご本人が運転される場合   **障害の程度に関わらず**手帳を持っている方であれば、**どなたでも**対象となります。   1. 障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が同乗される場合   **1種の身体障害者手帳をお持ちの方が同乗する場合**、対象となります。 |
| 通　信 | 各種通信料の免除や割引 | NHK受信料や、携帯電話通話料が免除や割引となります。 |
| 詳しくは**役場保健福祉課社会福祉室**や**携帯電話会社**までご相談ください。 | |
| 税 | 税金の控除・減免など | 障害の程度・内容によって、所得税や町県民税の所得控除が受けられます。 |
| 軽自動車税の免除が受けられる場合があります。納付期限の7日前までに書類を提出する必要があります。  ただし、県に納める「自動車税」にも同様の制度があるため、普通自動車と軽自動車を所有している場合はどちらか一方しか対象となりません。 |
| 詳しくは**役場税務出納課**までご相談ください。 | |
| 年　金 | |  |  | | --- | --- | | 障害年金・基礎年金 | 年金加入中に病気やケガをして障害が残った場合、一定の保険料納付要件を満たしていると国民年金・厚生年金保険の障害年金を受けられます。 |   詳しくは**役場町民課国保年金室**までご相談ください。 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 医　療　費 | 重度心身障害者の医療費一部助成 | 身体障害者手帳が1級・2級に該当する方は、医療費の一部補助を受けることができます。（本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が、その扶養親族の数に応じて、一定の額を超える方は非該当となります。） |
| 後期高齢者医療制度 | 65歳～74歳までの人で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。 |
| 詳しくは**役場町民課国保年金室**までご相談ください。 | |
| 手　当 | 障害児福祉手当 | ２０歳未満で、重度の障害をもち日常生活で常に介護を必要とする方が受けられます。  条件によって制限されますので、役場保健福祉課社会福祉室までご相談ください。 |
| 特別障害者手当 | ２０歳以上で、特に重度の障害をもち日常生活で常に特別の介護を必要とする方が受けられます。 |
| 条件等によって制限されますので、**役場保健福祉課社会福祉室**までご相談ください。 | |

そのほか身体障害者手帳についてご不明な点があるときは

岩泉町役場保健福祉課社会福祉室

0194-22-2111（内線233）

までご連絡、ご相談ください。

|  |
| --- |
| 岩泉町身体障害者福祉協会のご紹介  岩泉町身体障害者福祉協会は、身障者の援護または自立更生を図り、健常者とともに明るい社会生活を行うことを目的に設立された協会です。  岩泉町身体障害者福祉協会では、岩手県が行う障害者スポーツ大会などの各種行事に参加し、協会員の自立心の向上等に努めております。町内で行われる歳末たすけあいなどの行事ではボランティアとして参加し、健常者との交流を行っております。  岩泉町身体障害者福祉協会では身障者の福祉の向上のためにともに活動をしていただける会員を募集しております。詳しい内容についてお聞きしたい方は、岩泉町社会福祉協議会、役場社会福祉室までご連絡ください。（連絡先はつぎのとおりです）   1. 連絡先   ①岩泉町社会福祉協議会　電話　22-3400  ②役場社会福祉室　電話　22-2111　(内線233)  ２．岩泉町身体障害者福祉協会役員のご紹介  　　会 長 佐藤伸哉 電話　090-2796-2333 |